

## 平成29年度小牧市人・農地プラン検討会会議録

- 1 開催日時 平成30年2月19日（月）  
午前10時00分から午前10時30分まで
- 2 開催場所 小牧市役所本庁舎3階301会議室
- 3 出席者  
【委員】  
神戸委員（会長） 稲垣委員（副会長）  
川橋委員 堀尾委員 宮田委員 長谷川委員 佐野委員  
中野委員 石田委員 江口委員 伊藤委員 江本委員  
  
【事務局】  
小牧市役所地域活性化営業部農政課 余語課長 余語係長 藤田係長  
川本主査 長谷川主査  
尾張中央農業協同組合営農企画課 毛利課長  
営農指導課 石黒課長  
営農生活課 竹中課長  
中山センター長  
森藤センター長
- 4 配布資料  
・次第  
・資料1 人・農地プラン及び農地中間管理事業に関する資料  
・資料2 小牧市東部、西部人・農地プラン（案）

### 【司 会】

小牧市人・農地プラン検討会を開催させていただきます。  
会長よりあいさつをお願いします。

### 【会 長】

おはようございます。本日は小牧市人・農地プラン検討会にお忙しい中出席いただきありがとうございます。この人・農地プランは平成24年度に始まり、25年度には東部地区と西部地区に分かれるという現在の形になり、6年目を迎えます。このプランにつきましては、一度作成したら終わるものではなく、新たな課題が発生したときや新規就農者が出たときなど、常に化する農業情勢に対応していくため、常に更新や変更をするものとなっております。

本年度も、すでに11月27日に東部地区、28日に西部地区において地元関係支部長や認定農業者をはじめとする関係農業者の方々に参加いただき、地元の意見を聞く会を開催しました。本日の検討会では、各地区の座談会をふまえ別紙により作成しました改正（案）を検討していただきたいと思っておりますので、この後の議事進行がスムーズに進行できるよう、ご協力よろしく願いいたします。

### 【司 会】

それでは、議事に移らせていただきます。小牧市人・農地プラン検討会条例第5条で会長が検討会の代表となっておりますので、会議のとりまわしをお願いします。

### 【会 長】

それでは議事に入ります。1号議案「小牧市東部、西部人・農地プラン更新について」事務局より説明をお願いします。

### 【事務局】

市役所農政課農業振興係余語と申します。1号議案について説明します。

昨年、11月27日と11月28日の説明会でも説明させていただきましたが、人・農地プランと農地中間管理事業について、再度簡単に説明させていただきます。

まずこの「人・農地プラン」というものは、それぞれの地域が抱えている「人と農地の問題」を解決するために、平成24年度に国が打ち出した政策です。地域農業の現状や問題点、小牧市においては、担い手の高齢化や耕作放棄地の増加、ヌートリアやアライグマ、イノシシによる鳥獣害による農作物被害など

を含めての解決方法を話し合い、5年後、10年後の地域農業のあり方を地域全体で考えていこうというものです。平成24年度に小牧市人・農地プランを作成しました。そして、平成25年度には小牧市人・農地プランを2つに分割し、果樹が盛んな東部地区と稲作が中心の西部地区に分けました。

次に、プランの要点を3点にまとめましたので、順番に説明致します。

1としまして人・農地プランは、人と農地の問題を解決する為の未来の設計図とあります。人・農地プランは、市が地域の実情を踏まえて単独で作成したものではありません。つまり、地域の農業者の方々の意見を聞き、地域と行政が協力して作成されたプランでなければ正規のプランとは認められません。

農業者の方々と行政が一緒になって、様々な事柄を話し合っていきます。具体的には、今後の地域の中心となる方々の選定や、地域農業のあり方などを話し合っていきます。そして高付加価値化を目指した畑作を推進する、農地集積を進め作業効率化を図る、6次産業化を進めるなどが挙げられます。

次に、2をご覧ください。「人・農地プランには、様々なメリット措置があります。人・農地プランに位置づけられた方々は、新たに農業を始めた時に給付金がもらえたり、協力金がもらえる場合があったり、農業用機械等の導入を支援したり、お金を借りる時に当初5年間無利子化等の支援策があります。

次に3をご覧ください。人・農地プランは、定期的に見直してくださいとあります。法律により、1年に1回以上はプランを見直す事が必要ですが、新規就農者が出てきた時や、地域の中心となる経営体として法人を立ち上げたタイミングでも見直すことができます。

このように、人・農地プランは、担い手問題や農地集積など、その地域が抱えている農業の問題点について、行政と地域の人々が一緒に話し合いながら、5年後10年後もその地域の農業が継続できるようにしていくために、作るプランであり、プランにはその地域の中心となる経営体が位置づけられます。また、人・農地プランに位置づけられた経営体は、事業展開を進めて行くに当たって青年就農給付金（経営開始型）、農地集積協力金、スーパーL資金の当初5年間無利子化、経営体育成支援事業などの支援を受けることができます。

2ページ目をご覧ください。人・農地プランの進め方とありまして、全体のスケジュールを記載しました。本日の検討会はスケジュールで言うと③の部分になります。本日の検討会で、小牧市が作成した小牧市人・農地プラン更新案を皆さんにご覧いただき、ご審議いただきたいと思います。

3ページをご覧ください。農地中間管理事業の概要についてです。簡単に説明させていただきます。平成26年度より農地中間管理事業がスタートしました。この事業は各都道府県に設置された農地中間管理機構、愛知県では公益財

団法人愛知県農業振興基金が、貸し手の農地を一度借受け、まとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して受け手に貸し付ける事業です。この事業は、農地を借りて耕作をしたい担い手と、農地を第3者に貸し付けたい農地の出し手の間に農地中間管理機構が入り、貸付希望のありました農地の貸し付け先を、マッチングという形で借受希望者のリストに登録された者の中から貸付先を選ぶというものです。

4ページをご覧ください。この農地中間管理機構が、農地集積と集約化を支援していくためには、各地区での話し合いを行い、適切な人・農地プランが作成されている必要があります。小牧市においても、平成26年度の小牧市人・農地プラン更新の際には、プランに農地中間管理事業の活用方針を盛り込みました。

5ページをご覧ください。小牧市の場合はほとんどが利用権設定で、利用権設定の場合は貸付期間を3年や6年など自分で設定でき、借りたい農地や農地の貸付先を指定できますが、農地中間管理事業の場合は指定ができません。農地の出し手は機構に農地の貸し申込みを行い、農地の受けては機構に農地の借受申込みを行います。それを機構がマッチングという形で農地の受け手を決めるという制度です。原則として5年以上農地を受け手に貸付ける必要があります、設定までに3ヶ月かかります。

一方で、農地中間管理機構に農地を貸出した場合、協力金の対象となる場合があります。それが、下の段にあります4農地の出し手等に対する支援です。条件を満たせば、農地中間管理機構を利用する事で協力金をもらえる場合があります。

協力金は3つ項目があります。地域の話し合いにより、この地域はこの人が担うと決めて、2割以上の農地、この場合は利用権設定を除きますが、2割以上の農地を農地中間管理機構に10年以上預けると、地域にもらえる地域集積協力金と、リタイヤする農業の方々が農地中間管理機構に農地を10年以上預けるときのもらえる経営転換協力金、2筆以上の農地を預けるともらえる耕作者集積協力金があります。

6ページをご覧ください。5の項目としまして事業の主なポイントとあります。借受け基準は記載のとおりです。農地中間管理機構は無条件に全ての農用地を借受けてくれるわけではありません。

借受けの対象となる農用地は農業振興地域内に限られ、遊休農地や農用地として利用困難な農用地は借受けません。さらに、貸付け期間は記載のとおり、10年となっており、途中で解除することはできません。一方で、これらの要件を満たして、農地中間管理機構を利用した場合に、協力金の対象となる場合があります。

続きまして、7ページをご覧ください。

こちらは11月の27日、28日に行われましたそれぞれ東部地区、西部地区の人・農地プラン説明会でみなさまからの意見の代表的なものを掲示させていただきましたので報告させていただきます。

主な意見としまして、東部地区では「農地中間管理事業に出したいと思っているが、どこに声をかければいいのかわからない。もっと周知する必要があると思う」このようなお話をいただきました。このご意見をいただき事務局としての答えとしまして、地元のJAへ相談いただくか、農業委員会でも説明させていただきますましたが、ご地元の農業委員の方々に相談がありました場合には小牧市やJAへお話を投げかけていただくように農地中間管理事業の周知を広く進めさせています。また「果樹を中心でやっているが、木のそばに家が建ったり、駐車場になったりで、農薬をまくにしてもすぐ苦情が出るので作業が出来なくて困る。今後もそういう問題は出てくると思う」というようなさまざまなお意見をいただきました。

続きまして、8ページをご覧ください。

西部地区での主な意見としましては、「振興地域の中で米作りをしているが、農道に車が入ってきて作業の車が邪魔だと苦情を言われ作業がやりにくい。振興地域ぐらいは農作業優先という看板を立てて農業がやりやすい環境にしてもらいたい」というご意見や「農地に粗大ゴミなどが捨てられることがある、土地の所有者が処理しなければいけないと聞いている。そういう問題はどこでもあると思うのでいい方法はないか」というお困りの意見をいただきました。また「市街化区域の中で農業をしているが、黒土で貴重な土地が市街化になってしまったためにアパートが建ったりして貴重な土地が潰されていくのは残念。エビ芋などの特産のものを作っているので土地が農地として残していけるとよい」などのさまざまなお意見をいただきました。このような粗大ゴミなどの件につきましては、環境の部署などがポイ捨てゴミを禁止する看板などを区長を通じて配布していると説明をするなど、簡単に解決できない話もあると思いますが、ご意見、情報を交換しながら少しでも農作業が出来る環境を進めていければと考えています。

続きまして、資料2をご覧ください。

こちらが小牧市東部人・農地プランの更新案となります。

まず、1. 今後の地域の中心となる経営体（担い手）になります。こちらは基本的に前回と変更はありません。こちらの方々が中心となりまして東部は進めています。

また、「2. 地域における担い手の確保状況」については、「担い手はいるが十

分ではない」です。

次に3.「将来の農地利用のあり方」については、取組事項として新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する、耕作放棄地を解消するものです。

農地集積が難しい地域ではあるが、新規就農者や担い手が増加した場合には農地利用集積を促進し、耕作放棄地解消に取り組むというコメントを引き続き記載しました。

次に4.「農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針」に関しては、新規就農者や担い手が増加した場合には、農地集積の促進を促すため、県や農協と共に連携を図るが、機構活用の要望があれば検討していく。こちらも前回に引き続き記載しました。

次に5.「近い将来農地の出し手となる者と農地」は空白です。

次に6.「今後の地域農業のあり方」は、取組事項として6次産業化、高付加価値化、新規就農の促進です。コメントとしまして果樹生産が盛んな市東部地域では、耕作面積を拡大すると作業人員も増加させなければならないため、農地集積を進めることが難しい。そのため、桃サポーター制度を利用した新規就農の促進や担い手の確保に重点を置いた話合いを進めると共に、新しい品種を導入するなどの高付加価値化の促進や果樹をはじめ様々な品目の6次産業化の促進も実施する。また、将来、新規就農者や担い手が増加した場合には、農地集積の促進を促すため、県や農協と共に連携を図りながら、地域農業の振興を目指すという部分を今後の地域農業のあり方としてコメントさせていただきました。なお、先ほどの意見とは別に6次産業化は米しかやらないのかという意見をいただきましたので、果樹をはじめ様々な品目の6次産業化の促進という部分を強調させていただきます。

続きまして、小牧市西部人・農地プランの更新案となります。

まず、1. 今後の地域の中心となる経営体（担い手）としまして5番目の■■■■様の計画で平成34年度、水稻・野菜のそれぞれの経営規模が前回は0.2ヘクタールとありましたが野菜の部分を0.3ヘクタールとさせていただきました。こちらは認定農業者の更新の際に変更させていただきました部分と備考としまして、認定農業の平成30年3月31日から家族協定を結んでおります■■■■様と連名という経営体に変更させていただきます。また、一番下の項目になります、認就とありますが認定新規就農者として■■■■様が平成29年11月21日から施設野菜としてトマトの栽培で新規の認定新規就農者として担い手協議会で審議されまして認められましたので新たに今後の地域の中心となる経営体に追加させていただきました。

次に2. 地域における担い手の確保状況」については、「担い手はいるが十分ではない」です。

次に3.「将来の農地のあり方」については、取組事項として担い手に集積・集約化する、担い手の分散錯圃を解消する、耕作放棄地を解消するものです。

農地利用集積円滑化事業を利用して、今後も農地利用集積や耕作放棄地解消をするというコメントを引き続き記載させていただきました。

次に4.「農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針」に関しては、農地利用集積円滑化事業によって農地流動化は十分に行われているが、機構活用の要望があれば検討していく。という項目を引き続き記載させていただきます。

次に5.「近い将来農地の出し手となる者と農地」は空白です。

次に6.「今後の地域農業のあり方」は、取組事項として新規就農の促進、その他としまして農地利用集積です。コメントとしまして水稻を中心した農家が多い市西部では、果樹生産が盛んな市東部と異なり、農地集積の促進が進めやすい。しかし、農地の出し手の同意を得ることが難しい地区でもあるため、農業者や県、農協と連携を図りながら、慎重に話し合いを進め、農地集積に取り組んでいく。また、高齢化による担い手の確保や新規就農の促進も同時に行う必要があるため、農地集積と同様に進めていき、農業者や県、農協と連携を図りながら、地域農業の振興を目指すというコメントを前回と引き続きではありますが、今後の地域農業のあり方として記載させていただきました。

以上で議題第1号議案の説明を終わります。

#### 【会 長】

説明は以上であります。何かご意見、ご質問等がございますか。

#### 【委 員】

資料2、1ページの認定農業者の■■■■さんですが、4月から後継者が入っていますので、後継者の欄に有と記載してください。

#### 【事務局】

ありがとうございます。追記させていただきます。

#### 【委 員】

ぶどうを作っている■■■■さんは経営体に入ってませんが、認定農業者ではないということですか。

#### 【事務局】

大草にあります、■■■■さんにつきましては新規の認定農業者として、あくまで予定ですが来年度の第1回目の担い手協議会に諮らせていた

だきたいと考えています。

【会 長】

他によろしいでしょうか。

ご質問もないようですので、第1号議案「小牧市東部、西部人・農地プラン更新について」はご異議ございませんか。

【委 員】

異議なし

【会 長】

ありがとうございます。

異議なしとのことでありますので、議題については承認されました。

その他につきまして事務局よりお願いします。

【事務局】

特にございません。

【会 長】

これをもちまして議長の座を下ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

【司 会】

ありがとうございました。

これをもちまして小牧市人・農地プラン検討会を終了させていただきます。

なお、本日お配りしました資料2につきましては、個人情報となりますので机の上に置いたままお帰りいただくようお願いします。

またお帰りの際は交通安全に十分気をつけてお帰りください。